

当法人職員による不祥事発生についての報告

社会福祉法人 佐渡ふれあい福祉会の職員が「法人小口現金の私的流用」「法人費用の私的流用及び不適切な処理」「施設入所者家族からの預り金の不適切な処理と一部着服」を行っていたことが判明しました。

このような不祥事を起こし、当法人利用者様及び利用者ご家族様、各関係諸機関様に多大なるご迷惑をおかけしていることをここに深くお詫び申し上げます。

今回の不祥事を厳粛に受け止め、役職員に社会福祉法人役職員としての自覚を改めて促すとともに、綱紀保持、服務規律の徹底、再発防止策の徹底に努め、業務全般において利用者様及び利用者ご家族様、各関係諸機関様、各お取引先様との信頼関係を回復させていただくことに全力で取り組んでまいります。

1. 事案の概要

- ① 当法人職員が出納担当者及び会計管理者として小口現金を管理する立場にありながら、その職責を利用して小口現金を私的流用した。
- ② 当法人の費用処理を決裁しうる立場を利用して当法人費用を私的流用した。また不適切な費用処理により当法人に損害を与えた。
- ③ 一部入所者家族から預かっていた預り金を着服した。
- ④ 管理職でありながら長期間に渡って不正行為を行い、善管注意義務を怠った。また、社会福祉法人として利用者及び地域社会への信頼性を大きく失墜させた。

2. 処分の対象者

当法人職員（54歳・女性）

3. 処分の内容及び理由

諭旨解雇（就業規程第52条 諭旨解雇）

4. 処分の日

令和6年2月15日付

5. 管理監督者の処分

次回理事会で決定する。

以上

令和6年2月15日

社会福祉法人 佐渡ふれあい福祉会
理事長 江口 誠治

このことに対するお問い合わせ窓口（午前8：30～午後5：30日曜日除く）

TEL 0259-63-2300（代表）

FAX 0259-63-3180

江口誠治（理事長）、金子正人（常務）